

## 一般労働者派遣事業の許可基準の見直し（案）

（下線部分が見直し部分）

## 1 内容

## (1) 資産要件

## 【現行】

- ・ 基準資産額 1,000万円
- ・ 現預金額 800万円

## 【改正後】

- ・ 基準資産額 2,000万円
- ・ 現預金額 1,500万円

※ いずれも、1事業所当たりの額

## (2) 派遣元責任者

## ア 雇用管理経験

## 【現行】

- ・ 雇用管理経験3年以上
- ・ 雇用管理経験+職業経験5年以上  
（雇用管理経験1年以上に限る。）
- ・ 雇用管理経験+派遣労働者としての  
業務経験3年以上（雇用管理経  
験1年以上に限る。）

## 【改正後】

- ・ 雇用管理経験3年以上

&lt;削除&gt;

## イ 派遣元責任者講習

## 【現行】

- ・ 5年以内に受講

## 【改正後】

- ・ 3年以内に受講

## 2 適用期日

新規許可 平成21年10月1日

更新 平成22年4月1日